

マイナンバー 個人番号カードの交付について

個人番号カードを交付申請された方に平成28年1月以降、個人番号カード交付通知書（はがき）を郵送しています。交付通知書が届きましたら次の書類を持参して、交付通知書の表面記載の交付場所窓口でお受け取りください。お受け取りの際、本人確認を行い、個人番号カードに暗証番号を設定していただきますので窓口には**ご本人**がお越しください。

ご本人が病気、身体の障害その他やむをえない理由により、お越しになることができない場合に限り代理人に個人番号カードの受け取りを委任できますが、詳しくは市民課までお問い合わせください。また、15歳未満の方または成年被後見人のお受け取りは、法定代理人とともにご本人もお越しください。

●持参書類

- 交付通知書（はがき）
- 通知カード（交付の際は返納となります。）
- 住民基本台帳カード ※お持ちの方のみ
- 本人確認書類（下記A、Bのいずれかの書類をご提示ください）
（15歳未満の者または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要）

A (1点)	住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（H24.4.1以降交付のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
B (2点)	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、生活保護受給者証、児童扶養手当証書、本人名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等

●交付場所および交付時間

市民課、稲垣出張所、車力出張所（交付場所は交付通知書に記載）
8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

●交付時間の延長

市民課では、3月1日（火）から3月15日（火）の間19時まで窓口時間を延長し、個人番号カード交付、申請および通知カード引渡し業務を行います。（土日を除く）

【問い合わせ先】 市民課 電話42-2111（内線262・265・266）

つがる市消防本部からのお知らせ

平成27年の火災発生状況

建物火災：18件、車両火災：2件、林野火災：3件、その他火災：3件、死者：2人

防火対策

- (1) 寝たばこは絶対にしない
- (2) ストープは燃えやすいもの（カーテン、布団など）から離れた位置で使用する
- (3) ガスコンロのそばを離れるときは、必ず火を消す
- (4) 火災の早期発見と逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

平成27年の救急出動状況

急病：790件(736人)、交通事故：100件(99人)、一般負傷：147件(143人)、その他：115件(104人)

※かつこ内は搬送人員

救急車の適正利用を！でも、こんな時は迷わずに119番

- (1) 突然うまく話せなくなる
- (2) 胸が圧迫されるように痛む
- (3) 突然の激しい頭痛
- (4) 意識がない、呼吸がない
- (5) 交通事故などによる強度の衝撃

【問い合わせ先】 つがる市消防本部 予防課 電話42-7744 警防課 電話42-7745

軽自動車税の税率が変わります

税制改正により、平成28年度より次のとおり軽自動車税の税率が変更されます。

●原動機付自転車および二輪車等

原動機付自転車等は、購入や登録の時期にかかわらず、全ての車両に新税率が適用されます。

車 種 区 分		年 税 額	
		変更前	変更後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50～90cc	1,200円	2,000円
	90～125cc	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125～250cc）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
雪上車		2,400円	3,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	そ の 他	4,700円	5,800円

●軽三輪および軽四輪

軽三輪および軽四輪は、車両の初期登録*の時期に応じた税率が適用されます。

車 種 区 分			年 税 額		
			平成27年 3月31日 までに初 期登録	平成27年 4月1日以 降に初 期登録	初期登録 から13年 経過
軽 三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※初期登録とは自動車検査証に記載されている「初度検査年月」を指します。

●燃費性能に応じたグリーン化特例

軽三輪および軽四輪は、低排出ガスおよび燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両に対して、税率を軽減するグリーン化特例が導入されます。平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初期登録した車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について下表の税額が適用されます。

車 種 区 分			年 税 額		
			(ア)概ね 75%軽減	(イ)概ね 50%軽減	(ウ)概ね 25%軽減
軽 三 輪			1,000円	2,000円	3,000円
軽 四 輪	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

(ア) 電気自動車および天然ガス自動車

(イ) 乗用：平成32年度燃費基準+20%達成車、
貨物用：平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用：平成32年度燃費基準達成車、
貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)は平成17年排出ガス基準75%低減達成したガソリン車に限ります。

【問い合わせ先】 税務課 電話42-2111(内線211)

つがる市民診療所からのお知らせ

○内科「くすり診察」を午前も実施しました

外来待ち時間の短縮を図るため、毎週月・木曜日の午後に行っている内科「くすり診察」を、2月1日から次のとおり午前も実施しましたのでお知らせします。

実施曜日 月・木曜日

受付時間 午前の部 7時～10時30分 午後の部 12時～14時45分

診察時間 午前の部 8時30分～ 午後の部 14時～

診 察 室 「1番」の診察室

受付方法 ・ 再来受付機で内科受付をする

・ 窓口へ備え付けの「くすり診察券入れ」に診察券を入れる

※くすり診察を受けられた方は、次回は通常診察になります。

【問い合わせ先】 つがる市民診療所 電話42-3111



国民健康保険の手続きにマイナンバーが必要となります

平成28年1月からマイナンバー（個人番号）の利用開始に伴い、国民健康保険の手続きにおいて、届出書や申請書にマイナンバーの記入と本人確認が必要となります。

【マイナンバーの記入が必要となる手続き】

○資格の届出に関する主なもの

- ・国保に加入、国保を脱退する手続きに係る届出
- ・被保険者証や受給者証の再交付の申請に係る申請書
- ・国保に加入している人や国保世帯の世帯主の氏名変更、住所変更

○給付の申請に関する主なもの

- ・限度額適用・標準負担額減額認定証の申請書
- ・高額療養費、療養費、高額介護合算療養費の支給申請書
- ・第三者行為による被害の届出

【手続きの仕方】

手続きの際は、①マイナンバーの確認、②本人確認、③代理権の確認（代理人が手続きする場合のみ）を行います。

①マイナンバーの確認

世帯主と手続きの対象となる被保険者のマイナンバーを確認します。

○必要なもの

次のいずれか1点

- ・（世帯主と対象被保険者の）個人番号カード
- ・（世帯主と対象被保険者の）通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書など

②本人確認

世帯主、手続きの対象となる被保険者、代理人等にかかわらず、来庁された方の本人確認をします。

○必要なもの

- ・（来庁された方の）個人番号カード

※個人番号カードがない場合は、次の書類をご用意ください。

1点確認	運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
2点確認	医療・介護被保険者証、公的機関から発行された受給者証等、官公署から発行された文書（「氏名と生年月日」または「氏名と住所」の記載があるもの）

③代理権の確認

※代理人が手続きする場合のみ

世帯主と別世帯の方（代理人）が手続きする場合は、代理権の証明のため、委任状（様式任意）が必要となります。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111(内線271・272)

広 告

たたみ張替 新畳 表替 裏替 お電話下さい。

家具の移動は当店におまかせ下さい!

これを機会にお部屋の模様替えをどうぞ!

1枚だけのご注文も喜んで!

仕事の大小にかかわらず、丁寧がモットーです。

サンプル持参でお見積り 見て、触って、納得!



三浦畳製作所

つがる市森田町床舞玉水16-2
TEL・FAX (0173) 26-3130
携帯 090-5592-4093

広 告

会 員 募 集

シルバー人材センターで笑顔と活気あふれる生活を始めてみませんか

・60歳以上である ・体が健康である ・働く意欲がある

これらを満たす方はどなたでも会員になれます

〈主な仕事〉剪定・伐採、薬剤散布、農作業(田・畑)、草取り・草刈り等

仕事の依頼、会員の入会等に関するお問い合わせは

公益社団法人 つがる市シルバー人材センター

〒038-3133 つがる市木造末広42-3 TEL0173-42-1200 FAX0173-42-1204

未支給年金の手続きはお済みですか？

国民年金情報

未支給年金の請求と死亡届

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、届出が必要です。年金を受けている方が亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が請求して受け取ることができます。また、生計を同じくしていた遺族がいない場合は死亡届（報告書）のみ提出となります。まだ請求されていない方は**日本年金機構から、お知らせが届いていると思います**ので、持参の上、早めに手続きをされますようお願いいたします。この届出が遅れると、後で年金の返納が発生する場合があります。



未支給年金を請求できる方

亡くなった方と生計を同じくしていた遺族で、次の順位で請求できます。

1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他3親等以内の親族（甥・姪・おじ・おば・子の配偶者）も請求できます。上記の請求権者がいない場合、同居人、親戚の方等が死亡届を提出することになります。

未支給年金請求手続きに必要なもの

- ・請求者と死亡者の関係がわかる戸籍謄本
- ・請求者の住民票謄本
- ・請求者の認印
- ・死亡者の住民票除票
- ・請求者の金融機関の預貯金通帳
- ・死亡者の年金証書
- ・請求者と死亡者の住所が異なる場合は、生計同一証明書

※ 請求者以外の方が窓口に来られる場合は委任状が必要となります。

※ 死亡一時金や遺族年金が発生する場合もありますので早めに市民課年金係または稲垣・車力出張所・弘前年金事務所にお尋ねください（遺族年金は死亡診断書または市町村交付の死亡届の写しが必要となりますが、約1カ月以内であれば届けた市町村窓口で証明がとれます。遅くなると法務局での交付になりますので、ご注意ください）。

移動年金相談日 日 時 2月24日(水)、3月23日(水) 10時～15時
場 所 つがる市役所 2階相談室
※事前の予約が必要です。
弘前年金事務所 お客様相談室 電話 0172-27-1309

【問い合わせ先】 つがる市市民課 電話 42-2111(内線261・267) 稲垣出張所 電話 46-2111
車力出張所 電話 56-2111 弘前年金事務所 電話 0172-27-1339

家畜(鶏含む)飼養者の皆さまへ 平成28年定期報告をお忘れなく

家畜（鶏を含む）飼養者は毎年定期報告することが義務付けられています。次の家畜の飼養者は忘れずに報告するようお願いします。

○**報告対象**：鶏（青森シャモロック、比内地鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏、金八など含む）、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう、鳥類以外（牛、馬、豚、山羊、めん羊、いのしし、鹿）

○**報告内容**：平成28年2月1日時点の頭羽数

○**報告様式**：「定期報告書」様式はつがる市農林水産課で配布。つがる市家畜保健衛生所ホームページにも掲載しています。（<http://www.applenet.jp/~tsugaru-kaho/>）

○**提出方法**：つがる市農林水産課まで郵送または持参

○**報告期限**：3月4日(金)まで

【問い合わせ先】つがる市農林水産課 電話42-2111(内線414) つがる市家畜保健衛生所 電話42-2276

広 告

学生服・セーラー服
高校指定服・指定トレパン

☆木造中学校 ☆柏田中学校 ☆森田中学校 ☆稲垣中学校 ☆森田中学校 ☆五所川原高校 ☆五所川原高校 ☆五所川原高校 ☆五所川原高校 ☆五所川原高校

TEL42-2118
木造有楽町



広 告

なるみ福祉タクシー

病院、買い物、
娯楽などを
送迎します



つがる市柏広須藤枝10-2
長福寺向かい

電話25-2534